

投資家フォーラム 規約

2015年6月23日

(名称)

第1条 本団体は、投資家フォーラム（英文名はForum of Investors Japan）と称する。

(目的・活動)

第2条 本団体は、機関投資家が投資先企業との「目的を持った対話」その他のスチュワードシップ責任を適切に果たす実力を備えることを支援し、もって機関投資家と投資先企業との建設的な対話を実現し、当該企業の持続的な成長に貢献することを目的とする。

2 本団体は、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 機関投資家間の共通理解の基盤醸成及び論点整理を目的とした会合（以下「投資家フォーラム会合」という。）の開催。
- (2) 投資家フォーラム会合での議事内容についての対外的な意見発信や提言、及び発信された内容に対するフィードバックの収集。
- (3) 投資家としての見解に関する企業からの相談及び投資家フォーラム会合への企業からの議題提供の受け付け。
- (4) 機関投資家と企業との意見交換を目的とした会合（以下「オープン・セッション」という。）の開催。
- (5) 前各号に附帯関連する一切の活動。

3 本団体は、第3条に定めるように会員が個人の資格で参加する団体であり、また活動内容は我が国資本市場における一般的な課題の解決へ向けた提言に注力する。したがって、個別の企業に対する機関投資家の集団としての、重要提案行為及び共同での株主権行使を目的としたエンゲージメントについては、これを行わないものとする。

(会員)

第3条 本団体の会員は、運用会社を含む機関投資家における投資実務の経験を持ち、日本企業の中長期的な価値創造及び日本の株式市場の発展に貢献したいと考える個人であって、個人の資格として本団体への参加を申請し、運営委員会により入会が認められた者とする。会員は本団体の活動に関する連絡用にメールアドレスを登録する。

2 会員は、運営委員会に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(招集)

第4条 本団体が開催する投資家フォーラム会合及びオープン・セッション（以下、総称して「本会合」という。）は、運営委員会の決定に基づき、運営委員が招集する。

2 運営委員は、本会合を招集すべき日時・議題等が決まり次第、会員へ通知する。

(議長)

第5条 本会合の議長は、本会合の開催を決定した運営委員会により指名されるものとし、本会合の議事を整理する。

(意見の聴取)

第6条 運営委員会は、必要に応じ、学識経験者その他相当と認める者の本会合への出席を認め、その意見を聞くことができる。

(議事の公開・対外発信)

第7条 本会合は、運営委員会が別に定める場合を除き、非公開とする。

2 本会合での議事の内容についての対外的な意見発信や提言等については、本会合における議論を踏まえ、運営委員会がこれを行うものとする。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、本規約に別に定めるもののほか、本会合の開催の準備その他の本団体の業務執行の決定を行う。

2 新たに運営委員となろうとする者は、他の運営委員2名の推薦を受けた上で、運営委員会の決議により選出されるものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、本会合の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(規約の変更)

第10条 本規約は、運営委員会の決定により適宜変更されるものとする。

以 上

変更履歴

2015年6月8日制定

2015年6月23日改定